学則

法人・団体の名称	株式会社ピュア
研修事業の名称及び課程	株式会社ピュア行動援護従業者養成研修課程
開講の目的	強度行動障がいの状態にある自閉スペクトラム症や知的障がいの方々の障害特性をアセスメントして理解に繋げる、その特性に沿った支援方法について学んでいただくことを目的としている。また、居宅内や外出時における活動を行っていく際に、必要な支援を検討し、支援計画を立て、それを元に支援をすすめていくことを学んでいく。
講義・演習場所	講義：オンライン開催（ZOOM） 演習：対面
研修期間	3日間
研修カリキュラム	ピュア行動援護研修カリキュラムを参照
講師の氏名	講師・講師助手一覧表を参照
研修修了の認定方法	全科目を受講した者を修了者とし、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付します。
募集時期及び開講時期	＜募集時期＞ 開講初日から1ヵ月～2ヶ月前 ＜開講時期＞ 2026年11月6日・8日・14日（3日間） 2026年12月11日・13日・12月20日（3日間）
受講資格	行動援護従業者として従事することを希望する方、また全日程出席可能な方
受講定員	1回あたり20名定員
受講手続及び本人確認の方法（応募者多数・少数の場合の対応方法を含む）	募集要項：グループ法人ホームページにて申し込みフォームから回答を受け付けます。 ホームページURL https://pure-higashiosaka.com/ 回答フォームURL https://forms.gle/ssRM7hSrGRzwc7Rz8 受講手続き：受講希望者は申し込みフォームで回答下さい。受付完了後、メールで受講決定通知を送信いたします。開講初日2週間前に、郵送でレジュメ、カリキュラム等必要書類を送付いたします。

	本人確認：初回受講時までに、次に掲げるいずれかにより受講者本人であることの確認を行うとともに、写しの保存の了解を本人から受け、適切に保存します。 ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票 ② 住民基本台帳カード ③ 在留カード等 ④ 健康保険証 ⑤ 運転免許証 ⑥ パスポート ⑦ 年金手帳 ⑧ 運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証又は登録証 ※応募は先着順とします。 ※受講者が6名以上に達しない場合は開講しません。
受講料及び受講料支払方法	33,000 円（テキスト代、消費税含む） 受講料は下記の口座に振り込むものとします。振込手数料はご負担願います。受講開始2週間前までに下記の銀行口座に振り込みをお願いします。 （振込先） 関西みらい銀行　　東大阪永和支店 普通口座　0080549 株式会社　ピュア 代表取締役　檜尾　めぐみ
補講の方法及び取扱い	補講の方法及び取り扱いは以下の通りとする。 ①補講は、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において全科目の２分の１相当を上回り受講した者（補講による受講は除き、講義１科目を含む６科目以上を受講した者）に対し、未受講の科目について当該指定研修事業者の研修日程において行うこと。なお、やむを得ない事由については第三者による証明によるものとする。 ②演習については、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった場合、その後の演習受講は認めず、演習の補講を行う場合は、演習全科目を一連で行うこと。なお、演習部分の補講は視聴覚教材の視聴による対応は認めない。 ③他の研修事業者が補講を認める場合で当該指定研修事業者の研修日程においてやむを得ず補講を受講できない者に対しては、修了した科目について、別紙２の様式により、修了状況を証明し交付すること。また、この場合に補講の申込みのあった研修事業者は、当該補講に対する必要な費用を徴収するとともに、申込者から上記により証明のある別紙２を申請書とともに提出させ、未修了であった科目の修了をもって、ハに準じ修了証書を交付すること。なお、補講受講期間は当該研修受講の翌年度末までとする。ただし、研修カリキュラムが変更となった場合は、補講は認めず、再度の受講とな

	る。この場合、補講受講期間内であれば、申込みのあった研修事業者は別紙２を提出させ、他の申込者に優先して受講決定することとする。 ④①に定めるやむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において２分の１相当の受講が認められないが、次に行われる研修の申込期間が終了している場合においては、別紙３の様式により欠席状況を証明し交付すること。また、この場合において次に行う研修事業者は、別紙３の交付を受けた者から申込期限終了後に受講の申し出があった場合は、別紙３を提出させることにより所定の申込期限に申込みがあったものと同様の取扱いとする。
補講費用について	補講の費用は1講義・演習につき、2,000円（税込）徴収します。
研修修了者の名簿の管理及び取扱い	提出頂いた個人情報は、当法人での研修業務に利用するものとし、厳正な管理を行い、社外への情報漏洩防止に努める。下記の目的に使用します。 ①業務上の連絡 ②緊急時の連絡 ③行政への書類提出 ④その他上記の項目に付随する業務 なお、修了者は奈良県の管理する修了者名簿に記載されます。
使用（参考）テキスト	強度行動障害のある人の「暮らし」を支える 強度行動障害支援者養成研修【基礎研修・実践研修】テキスト
研修受講に関する連絡先及び担当者	＜連絡先＞ 電話　06-6781-1197 メール　pure.office@shien-pure.com ＜担当者＞ 中村　光（なかむら　みつる）
解約条件及び返金の有無	研修開始後の解約は認めません。研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料の返金は致しません。
修了証明書を亡失・毀損した場合の 取扱い	修了証明書の亡失・毀損により、修了者から証明の依頼があったときは、「養成研修修了証明書等の亡失・毀損時の取り扱いに関する要領」に基づき、証明書を交付しますが、この際に交付手数料として2,000円（税込）を徴収します。